

伊勢湾港湾広域防災協議会の設立について

三大湾等における港湾広域防災協議会の設置(H25.5港湾法改正)

○港湾広域防災協議会は、三大湾等において、国及び港湾管理者が港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾法第五十条の四に基づき設置するもの。

設置の背景

産業、物流機能、エネルギー供給上の重要な拠点等が集積している三大湾等において、大規模地震・津波により港湾機能が麻痺した場合、地域社会だけでなく、我が国経済・国民生活に深刻な影響を及ぼすことが想定される。

災害時に港湾機能に支障が生じることに起因する産業・物流機能や国民生活への影響を最小限にとどめる必要がある。

主な協議内容

大規模地震や津波により、被災が広域に及ぶ場合において、三大湾等の港湾機能を維持するため、主に以下の事項について検討する。

- 被害の想定、復旧目標時期の設定
- 航路啓開作業を行う手順、優先順位の検討
- 港湾相互間の連携、機能補完の考え方
- 関係機関との協力体制の検討

構成員

○三大湾等の関係行政機関、港湾管理者 ⇒ 地方整備局、運輸局、海上保安本部、港湾管理者



三大湾等における広域的な港湾機能の維持イメージ (伊勢湾でのイメージ)

○港湾法第五十条の四に基づき設置する「伊勢湾港湾広域防災協議会」と「伊勢湾港湾機能継続計画検討会議」との役割分担は次のとおり。

【伊勢湾港湾広域防災協議会】

- ◇会議設立に関する法的位置付け
 - ・ 港湾法第50条第4項に則った法定協議会であり、会議での決定事項には順守義務が生じる。

- ◇構成員
 - ・ 国（中部地方整備局、第四管区海上保安本部、中部運輸局）
 - ・ 港湾管理者（愛知県・三重県・名古屋港管理組合・四日市港管理組合）

- ◇会議の設置目的
 - 伊勢湾における港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行う場。

【伊勢湾港湾機能継続計画検討会議】

- ◇会議設立に関する法的位置付け
 - ・ 直接的な法的位置付けは無い。

- ◇構成員
 - ・ 国（中部地方整備局、第四管区海上保安本部、中部運輸局、CIQ関係機関、陸上自衛隊等）
 - ・ 港湾管理者（愛知県、三重県、名古屋港管理組合・四日市港管理組合）
 - ・ 地元経済界（中部経済連合会、東海商工会議所）
 - ・ 港湾関係団体（建設業、陸運業、海運業等）

- ◇会議の設置目的
 - 伊勢湾の港湾関係者が一体となり、広域での連携体制の構築、発災後の活動に関する認識の共有、伊勢湾BCPの策定及び伊勢湾BCPの継続的な実効性確認・改善を行う場。

伊勢湾港湾広域防災協議会の構成員

構成員の条件

港湾法の一部を改正する法律 抄
 第五十条の四 国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

伊勢湾港湾広域防災協議会の構成員(案)

構成員	これらの指名する職員	
国土交通大臣	※1	※1
関係行政機関の長	国土交通省 中部地方整備局	◎副局長
	国土交通省 中部運輸局	次長
	国土交通省 第四管区海上保安本部	次長
港湾管理者の長	愛知県	副知事
	三重県	副知事
	名古屋港管理組合	副管理者
	四日市港管理組合	副管理者

※1: 「国土交通大臣は、…組織することができる。」という規定であるため、法解釈上は「国土交通大臣」又は「国土交通大臣が指名する職員」の構成員への参加は必須ではない。

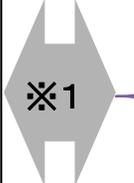
【参考】伊勢湾港湾機能継続計画検討会議の構成員 (平成25年11月27日設置)

協議会 構成員		関係者 構成員	
国土交通省 中部地方整備局	◎港湾空港部長 ※2	区分	所属
国土交通省 中部運輸局	交通環境部長 海事振興部長	行政機関	法務省 名古屋入国管理局 総務課長
国土交通省 第四管区海上保安本部	警備救難部長 海洋情報部長 交通部長		財務省 名古屋税関 総務部長
愛知県	建設部長		厚生労働省 名古屋検疫所 企画調整官
三重県	県土整備部長		農林水産省 名古屋植物防疫所 総括植物検疫官
名古屋港管理組合	企画調整室長		農林水産省 動物検疫所中部空港支所 次長
四日市港管理組合	経営企画部長	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 総務課長	
		経済団体	防衛省 陸上自衛隊第10師団 第4部長
		事業者	(一社) 中部経済連合会 社会基盤部長
			東海商工会議所連合会 事務局長
			(一社) 日本埋立浚渫協会 中部支部長
			中部港湾空港建設協会連合会 理事
			(一社) 日本海上起重技術協会 中部支部副支部長
			(一社) 海洋調査協会 理事
			(一社) 愛知県トラック協会 常務理事
			(一社) 三重県トラック協会 専務理事
			東海港運協会 常務理事
			伊勢湾三河湾タグ協会 会長
			東海内航海運組合 理事長
			中部沿海海運組合 理事長
			全国内航タンカー海運組合 東海支部長
			外国船舶協会 専務理事
			名古屋海運協会 会長
		東海北陸旅客船協会 会長	
		(公社) 伊勢湾海難防止協会 専務理事	
		伊勢三河湾水先区水先人会 会長	
		日本貨物鉄道(株) 東海支社 総括次長	
		名古屋臨海鉄道(株) 取締役総務部部長(関連)	
		名古屋臨海高速鉄道(株) 運輸技術部長	
		衣浦臨海鉄道(株) 取締役業務部長	

※2: 企画部、河川部、道路部、港湾関係事務所も構成員として参画。

中部の港湾における大規模災害対策の検討体制

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議
 (中部圏地震防災基本戦略策定)



伊勢湾港湾広域防災協議会<法定協議会>
 第1回 H26.3~

中部の港湾における地震・津波対策に関する懇談会
 <中部管内の主要港湾>
 第1回 H23.11~

各港における地震・津波対策検討会議
 <名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港>
 第1回 H23.9~

静岡県津波対策検討会議
 <県内港湾を含む全体会議>
 第1回 H23.4~

港湾機能継続計画(港湾BCP)と港間連携の検討

伊勢湾港湾機能継続計画検討会議
 第1回 H25.11~

各港における港湾機能継続計画 作業部会
 <名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港>
 第1回 H24.11~

「駿河湾港アクションプラン」
 推進計画検討委員会
 (防災・危機管理部門で検討)
 H24.9~

防災拠点の形成に関する検討

名古屋港における中部圏広域
 防災ネットワーク 検討委員会
 第1回 H25.9~

防災拠点のネットワーク形成に向けた検討会
 <三の丸地区(名古屋市)、静岡県庁、名古屋港、県営名古屋空港、富士山静岡空港>
 第1回 H24.5~

中部の基本方針の取りま
 とめ(平成24年度末)

緊急物資輸送に係る行動計画
 案の策定(平成25年度末)

施設配置計画(案)の
 作成(平成25年度末)

※1 部門毎に
 検討を行う